

企業誘致・創業推進課の取組

■ 企業誘致・創業推進の基本的な考え方

人口減少社会の到来による国内市場の縮小に加え、グローバル化の進展等といった大きな環境変化が進む中、広島市では地域経済の活力を維持・向上させることを目指し、さまざまな取組を展開しています。

特に、ものづくり産業が盛んな地域特性を活かし、広島広域都市圏における産業活動のダイナミズムを持続させていくためには、新たな企業を積極的に誘致し産業の集積を進めることで、企業間の連携やイノベーションの促進を図るとともに、創業やベンチャー、スタートアップに対する支援を通じて、新分野の創出や成長分野への事業資源のシフトを促進することが重要であると考えています。

また、こうした取組は、一つの自治体のみで完結するものではなく、圏域内の市町や県、企業等が連携し、それぞれの強みを生かしながら、広域的な視点で施策を展開していくことが重要であるとと考えています。

企業誘致・創業推進課では、こうした基本的な考えに基づき、国や県等との適切な役割分担を踏まえながら、第6次広島市基本計画に基本方針として掲げた「企業等の立地誘導の推進」と「新分野や成長分野への支援」に資する事業に取り組んでいます。

I 企業等の立地誘導の推進その他

1 概要

情報サービス業やデザイン業等の都市型サービス産業、調査・企画や研究開発部門等の本社機能など、広島広域都市圏内への経済的な波及効果が期待できる業種や事業分野、本社機能の誘致などに取り組んでいます。

2 取組内容

(1) 企業立地促進補助事業

圏域に経済的な波及効果が期待できる業種や本社機能の移転等を対象とし、建物を賃借して事務所を設置する企業に補助金を交付します。

ア 賃料補助

オフィスビル等を賃借して事業所を設置する場合に、年額1,000万円を上限として、賃料の1/2に相当する額(消費税及び共益費を除く)を3年間補助します。

イ 人材確保支援

広島市長と厚生労働大臣が締結した「広島市雇用対策協定」に基づき、広島労働局(ハローワーク)と連携し、面接会の開催など、人材確保を支援しています。

ウ 本社機能の移転・拡充に係る固定資産税の軽減措置

広島県から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けて本社機能の移転・拡充を行う場合、固定資産税を軽減する優遇措置があります。

エ 工場立地法の緑地面積率等の緩和

広島市内の産業団地と工業専用地域・工業地域において、緑地面積率を20%から10%に、環境施設面積率を25%から15%に緩和しています。

(2) 広島広域都市圏における企業誘致活動の連携

圏域におけるローカル経済圏を活性化するため、圏域市町と連携して企業誘致活動を行います。

(3) 広島県企業立地推進協議会

地域における就業機会の増大や、経済変動に柔軟に対応できる産業構造の改善を図り、活力ある地域社会の形成を促進することを目的に、県内の市町と連携して企業立地セミナー等、県外企業を対象とした各種イベントの開催等により企業誘致に取り組んでいます。

(4) 大規模小売店舗立地法の運用

大規模小売店舗立地法の運用主体として、広島市域内への大規模小売店舗の新規出店、既存店舗の増床、営業時間の変更等の計画について、生活環境を保持する目的で、店舗設置者に対し、店舗施設の配置及び運営方法の適正な配慮を求めています。

II 新分野や成長分野への支援

1 概要

創業・ベンチャーの支援やスタートアップ人材育成、新分野の創出、医療・福祉、環境・エネルギー、観光などの成長分野の育成支援に取り組んでいます。

2 取組内容

(1) 創業・ベンチャー支援事業

創業の活性化を図るため、創業時に必要な基礎知識などを学ぶ研修会、窓口相談、専門家派遣、優れた事業計画に対するブラッシュアップ支援及び低利の融資制度など総合的な支援を行います。

ア 創業チャレンジ・ベンチャー支援事業

有望な事業モデルを有する創業予定者及び創業後3年未満の中小企業者を対象に、事業計画策定から事業運営までを、専門家派遣や融資により総合的に支援しています。

イ 創業者向け研修会

創業に必要な知識・手法の習得や創業者が抱えている課題解決のための研修会等を開催しています。

ウ アドバイザー派遣

創業予定者、創業後3年未満の中小企業者を対象に、事業の立ち上げ等を支援するため、専門家（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等）を派遣しています。

エ 日曜創業相談

平日、窓口相談を利用できない方に対し、毎月1回日曜日に、中小企業診断士を中心とした専門家による事業計画の策定や資金調達等について相談窓口を設置しています。

オ 創業ベンチャー支援連絡協議会運営

広島市域で創業・ベンチャー支援を行っている団体が連携し、一体感を持って創業やベンチャーを支援しています。

(2) 産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業

民間事業者等と連携して、創業初期に必要な知識を習得する特定創業支援等事業を行うとともに、同事業を受けた創業者が登録免許税の軽減措置等を受けられる証明書を発行しています。

(3) スタートアップ人材育成事業

スタートアップ企業の創出を促進するため、創業に関心のある若者を中心に、スタートアップを志す上で必要となる知識の習得やアイデアの創出、事業化意欲の喚起等を行う人材育成プログラムを実施します。

(4) 新規ビジネス事業化支援業

中小企業の新製品・新技術の早期事業化を図るため、市場テストや事業化戦略の策定などに要する経費の一部を補助するとともに、事業化戦略策定や販路開拓などを支援するために専門家を派遣しています。

(5) 医療・福祉関連産業の育成

広島広域都市圏内のものづくり中小企業等が有する優れた技術力を転用し、高付加価値で国際競争力が高く成長分野の一つとして見込まれる医療・福祉関連分野において、製品開発や事業化、販路開拓に取り組めるよう支援を行います。

ア 医療・福祉関連展示会への出展

新規参入や販路開拓を目指す場合には目指す場合には、展示会への出展が有効であるため、広島広域都市圏内のものづくりを企業等が、要素技術や製品等を医療・福祉関連展示会等に出展する費用を本市が負担します。

イ 介護・福祉現場のニーズ発信会

介護・福祉関連分野へ参入するために現場のニーズを把握し事業化につなげるため、介護福祉現場のニーズ発信や参入企業の事例発表を行うセミナーを開催します。

ウ 健康・医療関連産業創出連絡会議

医療機器等のデバイスや医療品、機能性表示食品等をターゲットとし、医療産業のクラスター形成に向けた中小企業等の育成における、広島県と広島市の連絡推進について協議します。